

立地適正化計画区域内での建設などの行為は事前の届け出が必要です

立地適正化計画区域内で以下の行為を行う場合は、法律により届け出が義務付けられています。工事に着手する30日前までに届け出ください。
※届け出を怠ったり、虚偽の届け出をしたりした場合、30万円以下の罰金が科せられます

【問い合わせ・届け出】新館都市政策課(☎41-3557)



誘導施設に関する届け出

対象区域

立地適正化計画区域内[都市機能誘導区域(上図赤枠内)を除く]

届け出が必要な行為

①開発行為(土地の造成など)

誘導施設(下記参照)の建築を目的とする開発行為

②建築等行為(施設の新築など)

- 誘導施設を有した建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築または建築物の用途を変更して誘導施設を有した建築物とする場合

*誘導施設…病院、保育所(利用者70人以上)、福祉施設(定員40人以上)、大学および専修学校(関連施設を含む)、大規模小売店舗(1,000平方メートル以上)、劇場・映画・演芸場および観覧場など

住宅に関する届け出

対象区域

立地適正化計画区域内[居住誘導区域(上図青枠内)・都市機能誘導区域(同赤枠内)を除く]

届け出が必要な行為

①開発行為(土地の造成など)

- 3戸以上の住宅建築を目的とする開発行為
- 1戸または2戸の住宅建築を目的とする開発行為で、1,000平方メートル以上の規模のもの

②建築等行為(住宅の新築など)

- 3戸以上の住宅を新築する場合
- 建築物を改築または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

●居住・都市機能誘導区域の位置図や、届け出の様式などは、市ホームページ(<https://www.city.hanamaki.iwate.jp/shisei/shisei/keikaku/1012803.html>)に掲載しています



市内産科医療機関に就職する人が対象

助産師・看護師を支援します

市では、市内の産科医療機関に就職する助産師・看護師を対象に、さまざまな支援を行っています。



新たに市内の産科医療機関に就職し、3年以上勤務する意思のある人に就職支援金を交付します。

就職支援金

■対象・給付金額

▽就職のため県外から県内へ転入した人: 100万円

※新卒・非新卒は問いません。1年以上の分娩対応経験がある場合は貸付金100万円を追加で貸し付けます(3年以上勤務を継続した場合、返済は免除)

▽県内在住の人

○新卒者: 100万円

○非新卒者: 30万円

※岩手中部地域内(花巻・北上・遠野市および西和賀町)の産科医療機関に勤務していた人は、退職後3ヶ月を経過していることが条件

■看護師

■要件 産科医療機関で1年以上看護経験をしていること

▽就職のため県外から県内へ転入した人: 100万円

■対象・給付金額

○第1子: 月額保育料の2分の1(上限1万6000円)

○第2子: 月額保育料の2分の1(上限8000円)

※養育している0~2歳児の保育料の一部を補助します。

保育料支援金

■対象・補助率(上限額)

○第1子: 月額保育料の2分の1(上限1万6000円)

○第2子: 月額保育料の2分の1(上限8000円)

自らまたは生計同一者が賃貸住宅の契約者として家賃を支払っている場合、就職から最大3年間、年数に応じて家賃の一部を補助します。

■家賃支援金

■補助率(上限額)

○第1子: 月額保育料の2分の1(上限1万6000円)

○第2子: 月額保育料の2分の1(上限8000円)

自らまたは生計同一者が賃貸住宅の契約者として家賃を支払っている場合、就職から最大3年間、年数に応じて家賃の一部を補助します。

■補助率(上限額)